

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)(五件) (農林水産経営支援課) 一
- 飼料の試験結果の公表 (畜産課) 二
- 県営土地改良事業変更計画の縦覧 (農村振興課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (情報政策課) 四
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁生涯学習課) 六
- 警備業法第四十二条第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習の実施 (公安委員会) 六

告 示

○宮城県告示第八百六十四号
児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
			宮城県知事 村 井 嘉 浩	

○四五二八〇〇一八八
P O C C O 大崎西
加美郡加美町字町裏
八番二十一の二
放課後等デイサ
ービス
特定非営利活
動法人みーつ
平成三十年八
月二十一日

○宮城県告示第八百六十五号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)以下「法」という。第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第十五加入区	平成十九年宮城県告示第三百八十八号(漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定)に告示された宮城県漁業協同組合の石巻湾支所の地区	平成三十年九月十一日	石巻市塩富町一丁目七 一二十六 近藤 正昭 石巻市浜松町四一五十 一 内海 広志	漁業災害補償法(昭和三十九年政令第二百九十九号)第十八条の四に規定するのり養殖業	十八人

○宮城県告示第八百六十六号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)以下「法」という。第二百二十五条の六第三項において準用する法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第二百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第三十七加入区	平成十九年宮城県告示第三百八十八号(漁業災害補償法に基づく漁業加入区)	平成三十年九月十日	気仙沼市亀山七一二十 八 小松 武 七 気仙沼市亀山一十八 一 小松 俊浩	漁業災害補償法(昭和三十九年政令第二百九十九号)第十八条の四に規定	三人

入区の設定 で告示された 宮城県漁業協 同組合の気仙 沼地区支所の 地区のうち亀 山の区域	する特定かき 養殖業
---	---------------

○宮城県告示第八百六十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百四十一 加入区	平成十九年宮 城県告示第 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の女川 町支所の地区 のうち指ヶ浜 の区域	平成三十年九 月十日	牡鹿郡女川町指ヶ浜字 指ヶ浜六十五 鈴木 忠一郎 牡鹿郡女川町指ヶ浜字 指ヶ浜六十五 鈴木 邦雄	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	二人

○宮城県告示第八百六十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百十九年宮		平成三十年九	牡鹿郡女川町野々浜字	漁業災害補償	三人

百五十加 入区	月十日	野々浜百三十五一八 石森 寛 牡鹿郡女川町野々浜字 野々浜百二十五一三 石森 孝之	法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業
------------	-----	---	---

○宮城県告示第八百六十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

平成三十年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の 名 称	区 域	同意成立の 届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第 百五十一 加入区	平成十九年宮 城県告示第 百十八号（漁 業災害補償法 に基づく漁業 共済に係る加 入区の設定） で告示された 宮城県漁業協 同組合の女川 町支所の地区 のうち飯子の 浜、大石浜の 区域	平成三十年九 月十日	牡鹿郡女川町飯子浜字 飯子二百十五一 阿部 正浩 牡鹿郡女川町大石原 木村 義秋	漁業災害補償 法施行令（昭 和三十九年政 令第二百九十 三号）第十八 条の四に規定 する特定かき 養殖業	五人

○宮城県告示第八百七十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成三十年六月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成三十年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査
平成30年6月収去

製造事業場等の名称及び所在地 塩釜水産飼料株式会社 塩釜市	収去場所 同左	飼料又は飼料添加物の区分 魚粉	飼料又は飼料添加物の名称 60%フイツジュミール	製造(輸入)年 H30.6	試験項目 重金属-カドミウム, 鉛, 水銀	違反の有無及び違反の内容 無
-------------------------------------	------------	--------------------	-----------------------------	------------------	--------------------------	-------------------

栄養成分に関する検査
平成30年6月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年	試験項目	違反の内容
日本農産工業株式会社塩釜工場 塩釜市	同左	JF印銀鯉育成用配合飼料 ぎん太郎カラー10P	H30.6	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	
日本農産工業株式会社塩釜工場 塩釜市	同左	ノーサン印豚豚人工乳飼付 離乳専用飼料 クイニーZ	H30.6	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	
塩釜水産飼料株式会社 塩釜市	同左	60%フイツジュミール	H30.6	栄養成分等-粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	
石巻飼料株式会社 石巻市	同左	ドライ&フレッシュSE1S	H30.6	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	
みらい飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	ITOCHUすこやかラクテナイ	H30.6	粗たん白質, 粗脂肪, 粗繊維, 粗灰分, カルシウム, リン	

(注) 飼料又は飼料添加物の区分の欄中「☉」とあるのは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

○宮城県告示第八百七十一号

県管銭神地区土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業(水利施設整備事業(基幹水利施設整備型))変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成三十年九月二十一日

<p>一 縦覧に供する書類の名称 土地改良事業変更計画書の写し</p> <p>二 縦覧期間 平成三十年九月二十一日から平成三十年十月二十三日まで</p> <p>三 縦覧場所 大崎市役所、大崎市鹿島台総合支所、松島町役場</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>
---	----------------------

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 総合情報ネットワーク機器保守業務 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 履行期間 平成三十年十二月一日から平成三十一年九月三十日まで
 - 4 履行場所 宮城県行政庁舎(宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号)ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 入札に参加する者は、次の要件を全て満たし、宮城県知事の一般競争入札参加資格審査を受けなければならぬ。
- 1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- 7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。
- (三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 次に掲げる全ての認定を有していること。

(一) ISO9001(品質マネジメントシステム規格)の認定を有していること。

(二) プライバシーマーク制度又はISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム規格)の認定を有していること。

9 次に掲げる事項を満たすこと。

(一) シスコシステムズ社のグローバル認定パートナーであること又はグローバル認定パートナーから直ちに支援が受けられること。

(二) シスコシステムズ社認定資格(CCIE)の有資格者の支援を受けられること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五)へ平成三十年十月二日(火)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 郵送又は持参による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報政策課ネットワーク管理班(担当 松田 電話〇二二二二二二四七五)

2 一般競争入札参加資格審査

(一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成三十年十月十日(水)から平成三十年十月十五日(月)午後五時までの間に必要書類を作成の上、電子調達システム、郵送又は持参により提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札書の提出期間等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成三十年十月二十五日(木)午前九時から平成三十年十月三十日(火)午後五時まで

(二) 郵送又は持参により入札書を提出する場合

イ 提出期間

(イ) 郵送の場合 平成三十年十月二十五日(木)午前九時から平成三十年十月三十日(火)午後五時まで

午後五時まで

(ロ) 持参の場合 平成三十年十月二十五日(木)午前九時から平成三十年十月三十一日(水)午前十時まで

口 提出場所 1)と同じ

ハ 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

4 開札の日時及び場所

平成三十年十月三十一日(水)午前十時
宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 情報政策課
入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者
五 その他

1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約、業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成四年法律第五十一号)によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)の規定による。

3 入札の無効 入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」(資料三)の第九条に該当する入札は、無効とする。

なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札時点において二に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

4 入札金額 入札書に記載された金額(以下「入札金額」という。)に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「入札価格」という。)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額)の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法

(一) 落札者は、財務規則第百条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(二) 落札となるべき同価格の入札者が二者以上あるときは、電子調達システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするこの有無 無

7 契約書の作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Services to Be Procured : General information network equipment maintenance (1 project)

2 Implementation Term : From contract settlement to September 30, 2019

3 Places of Implementation : Miyagi Prefectural Government Office and other locations(s)

4 Deadline and Place of Bid Submission (in person) : October 31, 2018 (Wed.), 10 : 00 a.m.

Information Policy Division, Miyagi Prefectural Government Office, 3rd Floor

5 Deadline of Bid Submission (by mail) : October 30, 2018 (Tue), 5 : 00 p.m.

6 Place and Time of Bid Selection : October 31, 2018 (Wed.), 10 : 00 a.m. Information Policy

Division, Miyagi Prefectural Government Office, 3rd Floor

7 Contact Information : Jin Matsuda, Network Management Section, Information Policy

Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku,

Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-2475

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年九月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県美術館電力需給 年間約百六十三万二千二百二十五キロワット時

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁生涯学習課 仙台市青葉区本町三

丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年九月四日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社ホープ仙台営業所 仙台市青葉区上杉一

六一一 一階

五 落札金額 九千六万七千五百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
七 入札の公告を行った日 平成三十年七月二十日

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第182号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習を次の

とおり実施する。

平成30年9月21日

宮城県公安委員長 山口 哲男

1 講習実施期日

平成30年11月6日（火）から同月9日（金）までの4日間

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

40人程度

4 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを

受け付ける。（氏名、生年月日、住所、連絡先電話番号、勤務先等を聴取）

なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間

内であっても締め切ることとする。

(2) 受付期間

平成30年10月9日（火）から同月15日（月）までの上、日曜日を除く5日間（10月9日から同

月12日までは午前9時から午後5時まで、最終日のみ午後3時まで）

5 受講手続

(1) 申込み受付期間

平成30年10月16日（火）から同月22日（月）までの上、日曜日を除く5日間（午前9時から午

後5時まで）

(2) 申込書の提出先

事前申込みの際に提出先警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全

課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

機械警備業務管理者講習受講申込書 1通

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表68の項に基づき、38,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課

(電話番号022-221-7171 内線3054、3055)